

令和 8 年 9 月 1 4 日

取手市議会議長

山 野 井 隆 殿

福祉厚生常任委員会

委員長 杉山 尊宣

委員会中間報告書

本委員会に付託の調査事件について、会議規則第 4 5 条の規定により、下記のとおり報告いたします。

記

- 1 調査事件名 令和 8 年度第 1 回市民との意見交換会における意見・要望に関する当委員会所管事務
- 2 調査の経過 令和 8 年 6 月 1 6 日、 7 月 2 7 日、 9 月 1 0 日
- 3 意 見 別紙のとおり

【福祉厚生常任委員会】令和8年5月9日 市民との意見交換会（意見・要望）

項目	意見・要望	現状（回答）
1	単身の高齢者が増えているが、市の取組はあるか。	〈執行部の報告〉 高齢福祉課では、独り暮らし高齢者への支援事業として、突発的な急病や事故、災害等の緊急事態への備えに緊急通報装置を貸与する「緊急通報システム事業」、身体的な理由から毎日の調理や買い物が困難な方に対して夕食のお弁当を届けながら安否確認を行う「配食サービス事業」、地域包括支援センター職員からの架電によって高齢者の様子を伺う「あんしんコール」、介護保険等のサービスを使用していない、身体が虚弱であったり閉じこもりがちで孤立した独り暮らしの高齢者宅を訪問して手渡して乳酸菌飲料を配布する「愛の定期便事業」があります。 今後も高齢者等が、住み慣れた地域で安心して生活できるよう取り組んでまいります。 〈議会の回答〉 議会としても、当事者の皆様が置かれている状況をしっかりと把握し、高齢者支援のさらなる拡充を求めていると考えております。

2	福祉に興味をもってほしい。 ・精神障がい者の医療負担が大きい。 ・認知症になる原因の一つとして、難聴がある。他の自治体のように補聴器補助をお願いしたい。	〈執行部の報告〉 精神障害者保健福祉手帳の交付の有無に関わらず、精神通院の医療費の負担を軽減する制度として「自立支援医療（精神通院）」があります。 原則、医療機関等の窓口における保険適用となる医療費の自己負担が1割負担（被保護者は負担なし）となり、世帯の所得により月の自己負担の上限額（2,500円から20,000円）が設定されるため、上限額以上の負担はありません。 給付については、茨城県が診断書の内容を審査し認定します。 精神障がい者の精神通院の医療費は自立支援医療（精神通院）を受けていただくことで負担を軽減することができます。制度を知っていただくために市ホームページでの周知や窓口、電話でのお問い合わせ時の案内、障害者手帳交付時に障害福祉の制度について説明を行っているところですが、今後も丁寧な対応に努めてまいります。 補聴器によって聞こえを補うことで、認知症の予防、生活の質の改善が期待できますが、補聴器は、一人一人の生活環境に合わせて適切に調整すべき繊細な医療機器です。そのため、購入後も適切な管理や調整が必要となることから、他自治体の状況を確認しながら購入後の再補助も含めた補助制度について研究していきたいと考えます。 〈議会の回答〉 議会として、精神障害支援や補聴器の補助について調査研究を進め、必要に応じて、市や県に働きかけていきたいと考えております。
---	--	---